



# 横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン

＜データ・アクション編＞

令和4年6月  
横浜市

財政ビジョン「データ・アクション編」には、主に以下の内容を記載しています。

- ① 持続性評価指標の「評価の視点」
- ② 財政ビジョン策定の背景となる推計や統計といった各種データ
- ③ 「中長期の債務管理」「収支差解消」「資産経営」「地方税財政制度の充実」の各分野における具体的課題に対して、「財政運営の基本方針」を踏まえ、将来に向けて今から取り組むアクション（将来アクション）

このうち、②各種データについては、実績値については原則、毎年度更新したものを公表します。また、推計値については、基本計画の振り返りや改訂時等に更新を行い、公表します。

また、③将来アクションについては、基本計画期間ごとにアクションの成果の検証と必要な改善を行うとともに、今後10年間程度（2030年頃）を目途に、当該期間における「財政の持続性」の状況・推移とアクションの成果を総括し、その結果を踏まえ、将来に向けた新たなアクションを設定します。また、その時点における「財政の持続性」の状況（将来見通しを含む）を踏まえ、①持続性評価指標の「評価の視点」についても、必要な見直しを行うこととします。

I. 横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例	…	3
II. 「持続的な財政」の前提条件となる主要な推計・データ		
横浜市将来人口推計	…	4
横浜市の長期財政推計	…	5
保有土地の現状	…	6
公共施設の保全更新コストの長期推計	…	7
III. 持続性評価指標		
評価の視点	…	9
IV. 将来アクション		
債務管理アクション	…	11
収支差解消アクション	…	13
資産経営アクション	…	17
地方税財政制度の充実に向けた課題提起	…	22
V. データ集	…	30
VI. 参考資料	…	103

# 1. 横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例

横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例(平成26年6月5日施行)

(目的)

第1条 この条例は、横浜市(以下「市」という。)が行政需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な施策を実施するため、市の財政運営に関する基本原則、市長、議会及び市民の責務その他財政運営に必要な事項を定めることにより、市民の受益と負担の均衡を図りつつ、必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を図り、もって将来にわたる責任ある財政運営の推進に資することを目的とする。

(財政運営の基本原則)

第2条 市の財政運営は、前条の目的を達成するため、次に掲げる基本原則により、中長期的な視点を持って進めるものとする。

- (1) 市の歳入及び歳出の不断の見直しを通じて、安定的で持続性のある財政運営を目指すとともに、社会経済情勢の著しい変動等による市の歳入の減少又は歳出の増加が市の財政及び市民生活に与える影響を軽減するように図られること。
- (2) 市の資産について、その保有の必要性を厳格に判断し、適正に管理し、及び有効に活用するとともに、将来の世代の負担に配慮した適切な水準を維持すること。
- (3) 公共サービスに係る市民の受益と負担の均衡が図られること。

(責務)

第3条 市長は、市民の信託に基づく執行機関の長として、前条の基本原則にのっとり、予算の編成及びその適正な執行を行わなければならない。

- 2 議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関として、前条の基本原則にのっとり、予算を議決し、予算の執行を監視し、及び決算を認定しなければならない。
- 3 市民は、行政活動によって得られる利益及び公共サービスが市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。

(目標の設定)

第4条 市長は、第1条の目的を達成し、及び将来にわたる市民生活の安定を確保するため、横浜市議会基本条例(平成26年3月横浜市条例第16号)第13条第2号に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)において、財政の健全性の維持のための目標を設定するものとする。

- 2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の目標を変更することができる。

(取組)

第5条 市長は、前条第1項の目標の達成に資する実効性のある取組を基本計画において定めるとともに、取組の進捗状況を議会に報告するものとする。

- 2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の取組を変更することができる。

(財政の健全性に関する比率の推計)

第6条 市長は、基本計画の策定時に、当該計画の期間における次に掲げる比率を推計し、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。

- (1) 実質赤字比率(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する実質赤字比率をいう。)
- (2) 連結実質赤字比率(法第2条第2号に規定する連結実質赤字比率をいう。)
- (3) 実質公債費比率(法第2条第3号に規定する実質公債費比率をいう。)
- (4) 将来負担比率(法第2条第4号に規定する将来負担比率をいう。)

(財務書類の作成)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条に定める書類のほか、毎年度、貸借対照表その他の財務書類を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

(財政運営の配慮事項)

第8条 市の財政運営は、次に掲げる事項に配慮しながら進めるものとする。

- (1) 市は、公共施設によって提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能確保するため、既存施設の有効活用、適切な施設配置及び機能転換、運営形態の見直し並びに利用環境の改善・運営の効率化を推進するものとする。
- (2) 市は、使用料、手数料、負担金等に関し、市民の受益と負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものとする。
- (3) 市は、補助金等(市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの(市長が指定するものを除く。)をいう。)に関し、補助の必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から定期的に又は必要に応じて見直しを行うものとする。
- (4) 市は、市民と財政に関する情報を共有し、財政に関する理解を深め、かつ、財政運営の透明性を高めるため、当該情報について、分かりやすい資料を作成し、これを市民に公表するとともに、市政への信頼性を向上させるよう努めるものとする。
- (5) 市は、円滑な資金調達に資するため、地方債の引受けが予定される金融機関等に対し、分かりやすい財政に関する情報の提供に努めるものとする。

# II. 「持続的な財政」の前提条件となる主要な推計・データ

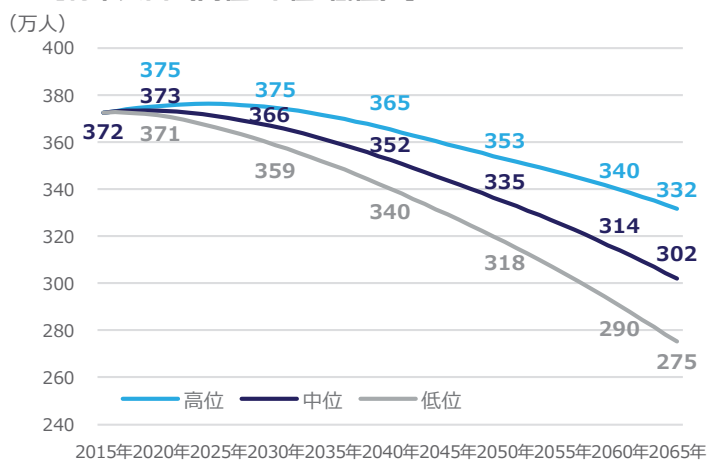
## 横浜市将来人口推計

「横浜市将来人口推計」（平成29年12月公表）は、出生・死亡及び転入・転出の過去の傾向を将来に投影して推計を行ったもので、2015年国勢調査の結果を基準人口として、2065年までの推計を行っています。

推計の結果、本市の総人口は中長期的に大きく減少することが見込まれており、このうち、生産年齢人口（15歳～64歳）は現在から2065年までに約3割減少することが予測されています。一方、総人口に占める高齢者人口（65歳以上）の割合は、今後大きく増加し、2040年までには総人口の約3割を占めるようになると見込まれています（いずれも中位推計の場合）。

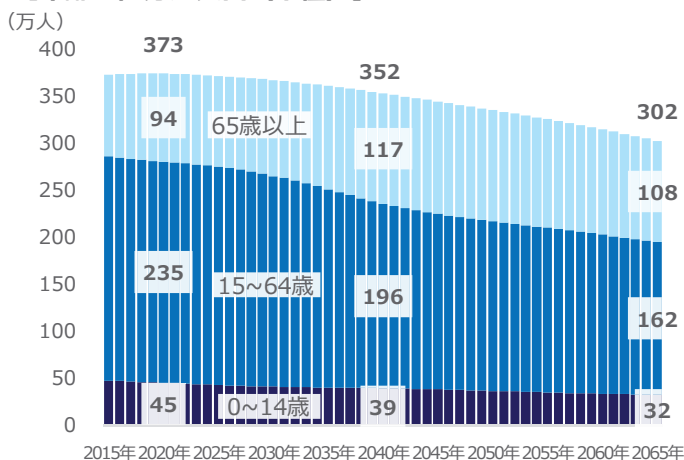
### <将来人口の推計結果（2015年～2065年）>

【将来人口（高位・中位・低位）】



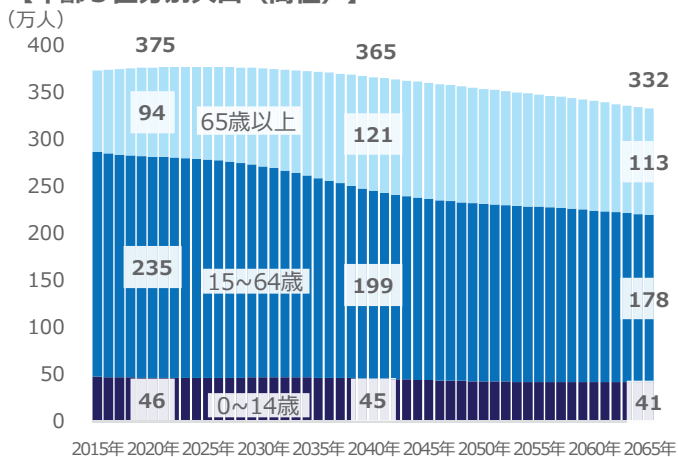
	2015	2020	2030	2040	2050	2060	2065
高位	372	375	375	365	353	340	332
中位	372	373	366	352	335	314	302
低位	372	371	359	340	318	290	275

【年齢3区分別人口（中位）】



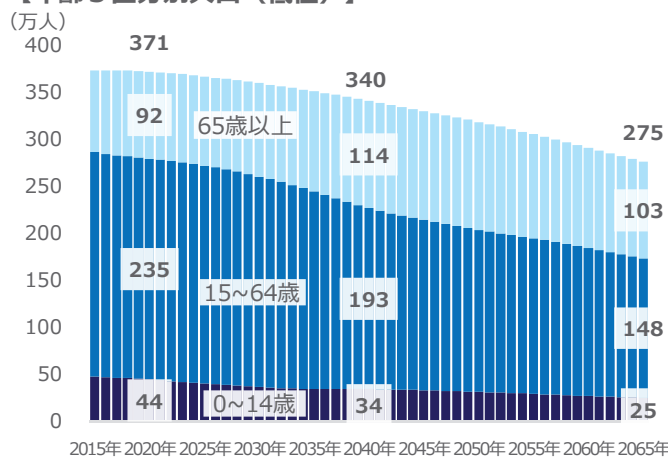
	2015	2020	2030	2040	2050	2060	2065
合計	372	373	366	352	335	314	302
65歳以上	87	94	102	117	118	112	108
15～64歳	238	235	224	196	180	169	162
0～14歳	47	45	41	39	36	33	32

【年齢3区分別人口（高位）】



	2015	2020	2030	2040	2050	2060	2065
合計	372	375	375	365	353	340	332
65歳以上	87	94	104	121	122	116	113
15～64歳	238	235	224	199	188	182	178
0～14歳	47	46	46	45	42	41	41

【年齢3区分別人口（低位）】



	2015	2020	2030	2040	2050	2060	2065
合計	372	371	359	340	318	290	275
65歳以上	87	92	99	114	114	107	103
15～64歳	238	235	223	193	172	157	148
0～14歳	47	44	36	34	31	26	25

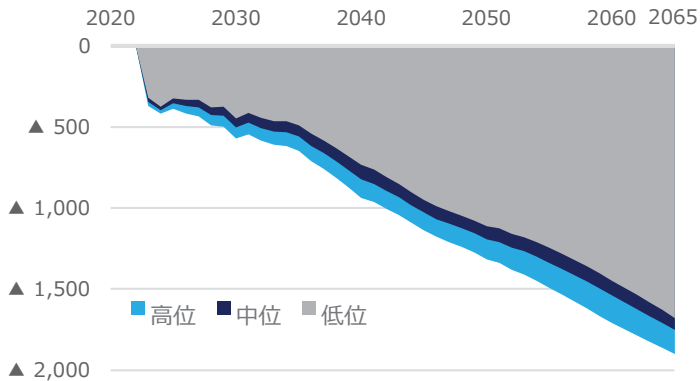
- 推計期間：2015（H27）年を基準時点とし、2065（R47）年までの各年の推計
- 推計方法：コーホート要因法
  - 人口増減の要因である出生、死亡、転入、転出を、コーホート（同年又は同期間に出生した集団）ごとに個別に将来値を仮定して将来の人口を推計
  - さらに、本推計では、出生、死亡の将来値について高位（出生が多く死亡が少ないケース）と低位（出生が少なく死亡が多いケース）の仮定値を設定し、高位推計・低位推計を実施

「横浜市将来人口推計」（平成29年12月公表）：<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/jinkosukei.html>

# 横浜市の長期財政推計

「横浜市の長期財政推計」(令和4年1月更新版)は、横浜市将来人口推計(平成29年12月公表)のデータを基に、「高位(出生が多く死亡が少ないケース)」、「中位」、「低位(出生が少なく死亡が多いケース)」の3つのケースを設定して、2065年度までの各年の歳入・歳出と将来収支差の推計を行います。 ※ 単位は全て「億円」「年度」

## <将来収支差>

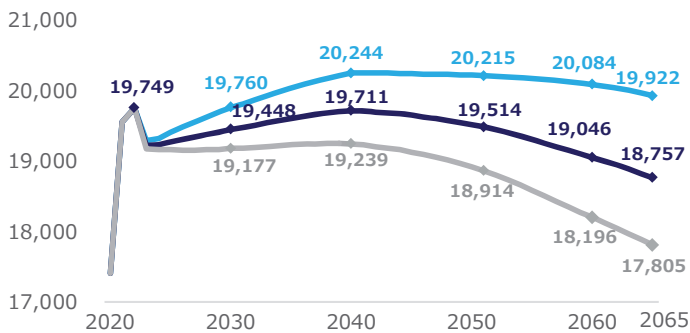


(億円)

	2030年度	2040年度	2050年度	2060年度	2065年度
高位	▲ 573	▲ 937	▲ 1,319	▲ 1,708	▲ 1,899
中位	▲ 502	▲ 823	▲ 1,195	▲ 1,540	▲ 1,752
低位	▲ 447	▲ 735	▲ 1,114	▲ 1,448	▲ 1,678

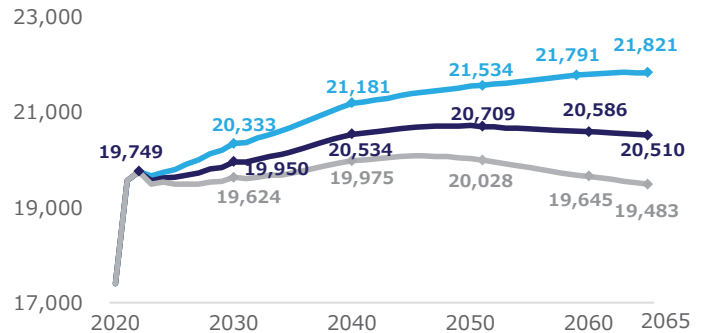
将来収支差は、いずれのケースでも中長期的に拡大を続け、2065年度には歳出総額の約1割の規模となります。

## <歳入総額>



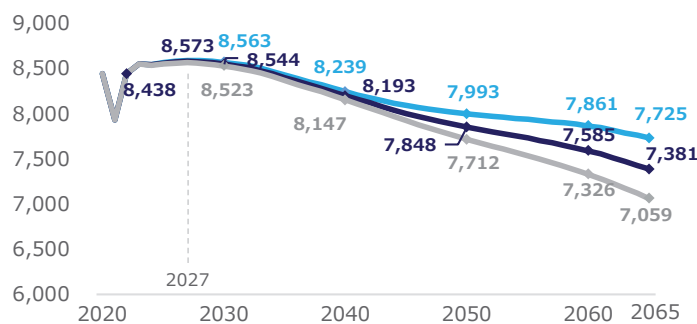
歳入総額は、いずれのケースでも、2040年あたりから減少局面に入り、中位・低位では2022年度水準以下へと大きく減少します。

## <歳出総額>



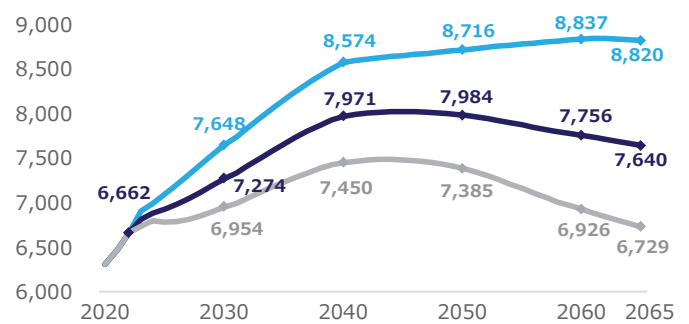
歳出総額は、2040年から2050年頃にかけて増加を続けます。その後、高位は増加を継続する一方、中位ではほぼ横ばい、低位では減少傾向となります。

## <市税収入>



市税収入は、いずれのケースでも、2027年度をピークに減少に転じ、その後、2065年度までに2022年度と比較して約1割減少します。

## <社会保障経費>



社会保障経費は、2040年頃にかけて急激に増加し、高位では2060年代まで増加が継続、中位では減少に転じますが、ピーク時には現在から約2割増加します。

1 推計期間 : 2022 (R4) 年度から2065 (R47) 年度までの各年の推計

2 推計方法 : 社会保障経費、税収、地方交付税については、「横浜市将来人口推計」(平成29年12月公表)を活用して、「高位」、「中位」、「低位」の3つのケースで推計。その他の経費や歳入項目については、基本的に直近実績を横置き。

※ 本推計は、将来の状況を正確に見通す予測というよりも、現時点で得られるデータをもとに、回帰分析など統計的な手法等を探り入れながら、将来の財政を機械的に推計し、中長期的なトレンドを明らかにするものであり、その推計結果については、幅をもって解釈する必要があります。

「横浜市の長期財政推計」(令和4年1月更新版) : <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaisejokyo/tyoukisuikei.html>



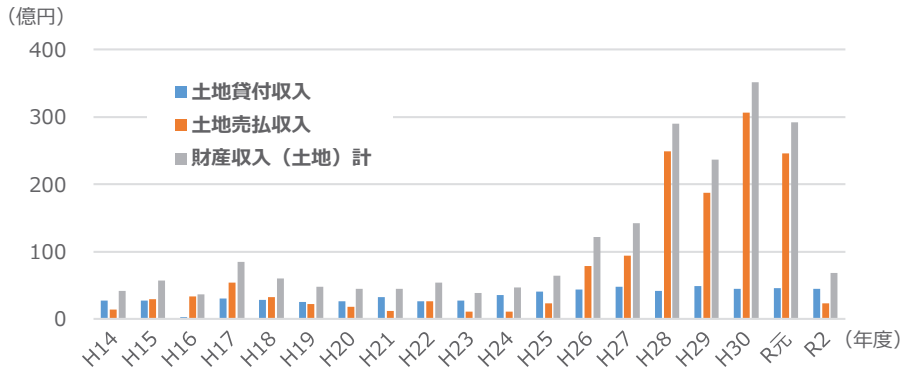
## 保有土地の現状

本市は、市域内に約1万haの土地を保有しています(令和2年度末時点)。市の保有土地は、市民から負託された貴重な財産として、適正に管理しながら、各土地の特性を踏まえた公共公益的な利用を行うほか、市場性が高い土地については売却や貸付等により財源化するなど、有効活用を進めてきました。

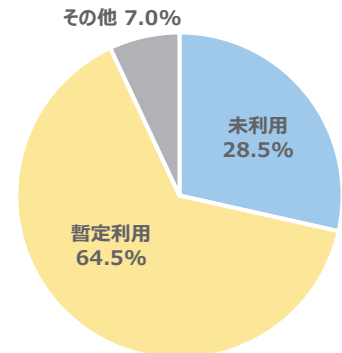
### <本市保有土地の財産別内訳>

財産分類	行政財産	普通財産	企業会計保有財産	
財産の性格	庁舎・公共施設の土地など公用・公共用に供している財産 (用途決定済の未供用地も含む)	行政財産以外の財産	企業活動用に保有する財産	
利活用の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政需要に応じて公用・公共用途に利用した上で、余剰部分は貸付等により有効活用(飲料自動販売機等)</li> <li>行政上の利用を廃止した場合(廃校等)は、「普通財産」として利活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産特性を踏まえて利活用</li> <li>売却・貸付等により財源化</li> </ul>	企業活動に応じて経済性を発揮し利活用	合計
面積	9,525 ha	422 ha	496 ha	10,443 ha
うち、未利用等土地	46 ha	54 ha	1 ha	101 ha
	R3年度末時点			

### <一般会計財産収入(土地)の推移> (決算)



### <未利用等土地の内訳>



市場性が高い土地は利活用が進む一方、廃校等の用途廃止施設がある土地や、事業の変更・中止や社会経済状況の変化等で未利用・暫定利用となっている土地(未利用等土地)が、郊外部を中心に多くあります(令和3年度末時点で約100ha)。こうした土地の多くは、本市の事業の内容や時期が定まっていない場合や、民間活用にあたり、建築用途などの法令上の制限や地域・関係者と調整に時間を要するなど課題があるため、暫定利用が長期間継続するなど、保有コストに見合う価値を発揮できていない状態となっています。

人口動態の変化等により課題解決に振り向けられる政策資源が細る中で、持続可能な市政運営を進めるためには、これらの未利用等土地を有効活用し、土地利用の適正化を進めることが必要です。

そのためには、保有土地の管理と見える化を徹底した上で、それぞれの土地がその価値を十分に発揮しているかという視点で利活用状況を明らかにするとともに、利活用にあたっては、取得や利用の経緯、地域の状況等を踏まえつつ、社会の変化に対応して、これまでにない柔軟な発想や公民連携の視点から、地域の魅力向上や地域課題の解決、財源確保等につなげていくことが重要です。

# 公共施設の保全更新コストの長期推計

## 公共施設の保全更新コストの長期推計

公共施設（公共建築物及びインフラ施設）は、点検や修繕等により施設・設備の安全性を確保する「保全」を着実にを行うことで、施設の長寿命化を図っており、例えば鉄筋コンクリート造の公共建築物では、70年以上使用することを目指しています。また、老朽化した施設の機能を存続させるため、建替え等の「更新」を行います。今後、公共施設の老朽化が進み、保全更新にかかるコストが増加することが見込まれています。

こうした観点から、公共施設の保全更新にかかるコストについて、「メーカー等が推奨する標準的な周期で修繕等を行い、長寿命化の達成後にすべての施設を更新する」という条件で、長期的なコストを推計しました。

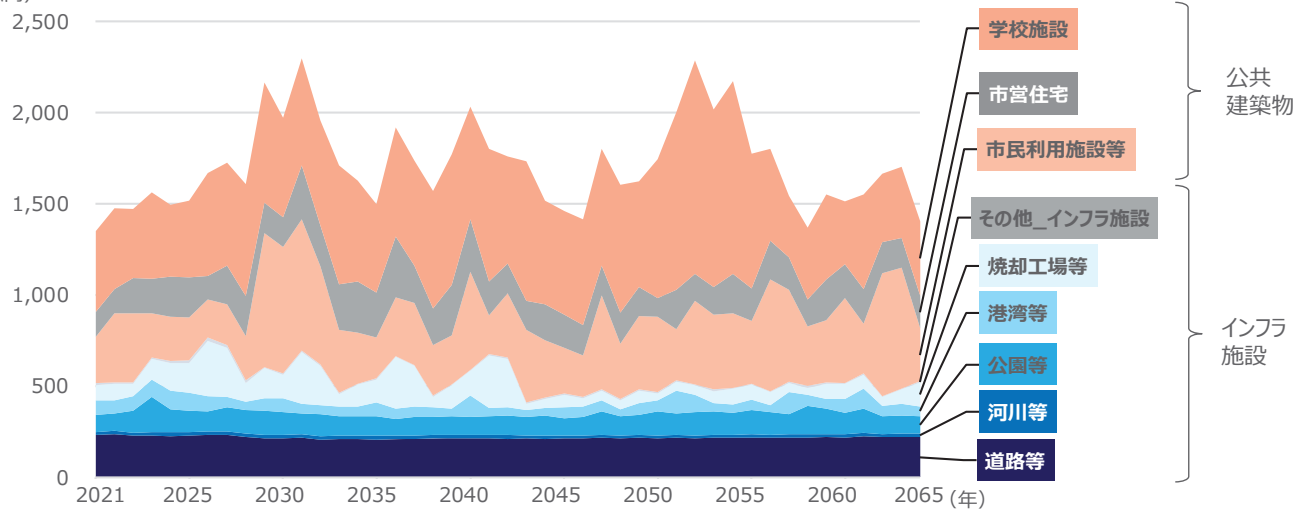
推計の結果、2021年からの45年間にかかるコストの見込みは、一般会計で合計約7兆6,900億円となりました。一年当たりの見込額は約1,700億円（2021年度水準の1.9倍）であり、大幅な増加となります。

増加の主な理由は、公共建築物の老朽化に伴い、建替費等が増えることです。

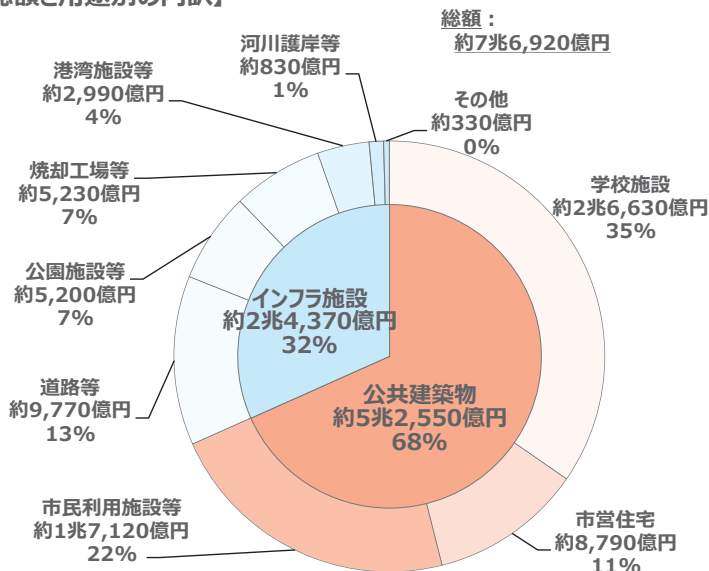
### <公共施設の保全更新コストの長期推計結果（一般会計：2021年～2065年）>

#### 【① 用途別の経年推移】

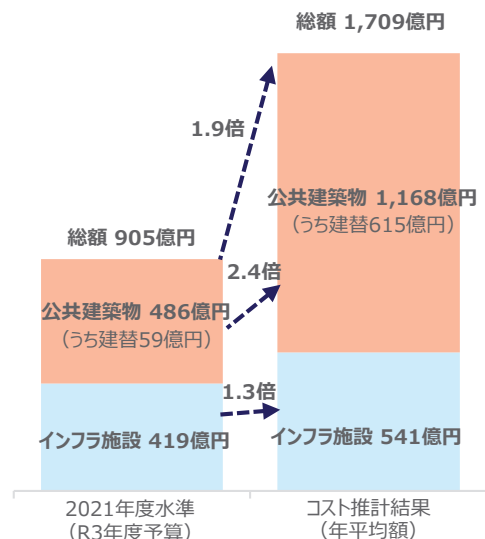
(億円)



#### 【② 総額と用途別の内訳】



#### 【③ 1年あたり平均額（現状との比較）】

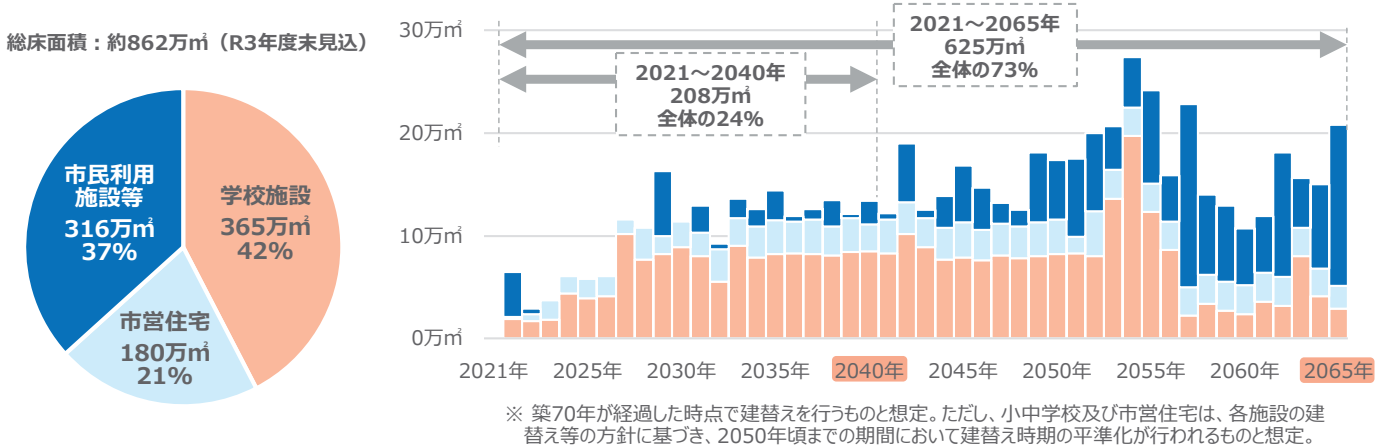




## 公共建築物の建替え時期と総床面積の推計

人口急増期に整備された公共施設の多くは老朽化が進行しており、特に公共建築物については、小中学校等の学校施設や市営住宅を中心に、2065年までに全体の約73%が築70年を経過する見込みであり、建替えを検討する必要があります。

### <公共建築物の床面積（3分類）> <2065年までに建替えが想定される施設（3分類）>



公共建築物を建て替える際は、社会的要請に応じて改訂されてきた新しい整備基準等に沿って整備することとなります。例えば、小中学校では、クラスの児童・生徒数の見直しや特別教室の充実が図られており、この結果、建替え後の施設は床面積が増加する傾向にあります。

こうした点も織り込みつつ、これらの施設を全て建て替えると仮定して推計すると、総床面積は、2040年には現在から51万㎡（6%）の増加、2065年には138万㎡（16%）の増加が見込まれ、建替費や保全費についても、その分、増加することになります。また、市民一人当たりの床面積としては、将来人口推計を考慮すると、2040年には13%増、2065年には44%増となります。

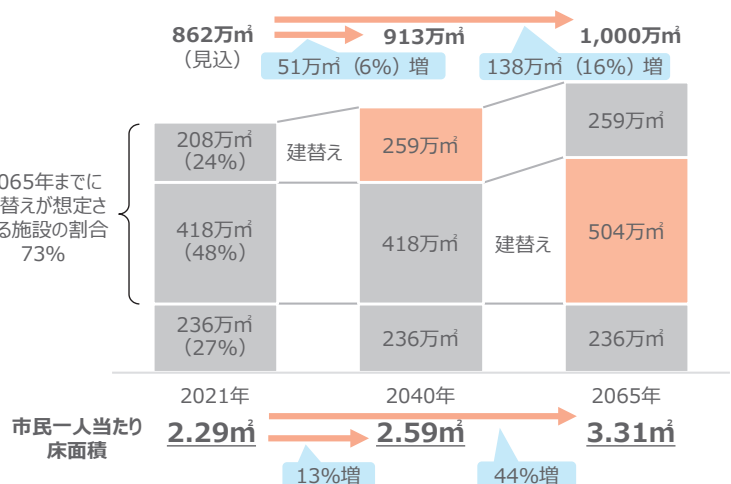
### <主な施設の建替えにおける床面積の増減率>

小中学校	133%	公会堂	92%
市営住宅	111%	区民文化センター	103%
地区センター	109%	保育所	144%
コミュニティハウス	124%	老人福祉センター	111%
スポーツセンター	118%	庁舎・事務所	159%

（増減率の算出方法）

- ・ 小中学校及び市営住宅：近年の建替え計画に基づく平均値
- ・ その他：施設群ごとに「A新しい施設」と「B古い施設」のグループに分け、 $[\text{Aの平均床面積} \div \text{Bの平均床面積}]$ を増減率とした。（2065年までに建替えが想定される施設を、Bと定義）

### <公共建築物の建替えによる床面積の増加見込>



公共建築物の床面積の増加傾向に対して、本市の総人口は生産年齢人口を中心に2065年までに約2割減少する見込みです（「横浜市将来人口推計」（中位推計）（P4参照））。市民生活や経済活動を支える公共施設の機能・サービスを持続的なものとしていくためには、既存の施設を維持管理し続けるだけでなく、施設の規模や数量、質、保全更新コスト等を将来の人口や財政の規模に見合った水準に「適正化」していくことが不可欠な状況です。

適正化には、将来のライフスタイルの変化や、デジタル化・脱炭素化などの社会的ニーズも見据え、サービスの質の向上を図りながら賢くダウンサイジングを図る、いわば「スマート・ダウンサイジング」の考え方が重要です。